

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

文部科学省の定める「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいじめと定義する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを、生徒、保護者、学校関係者の共通理解とする。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめや嫌がらせを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめや嫌がらせを放置することがないように、この問題に関する生徒、保護者、学校関係者の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

誰であっても、いじめを行ってはならない。

【学校及び学校関係者の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図る。そのためにも、日ごろから生徒との人間関係を良好に保ち、相談しやすい環境づくりに取り組む。また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う「いじめ撲滅キャンペーン活動等」に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、定期的に情報交換会を実施する。

②いじめの早期発見のための措置

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を適宜実施するとともに、生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができやすいような相談体制や環境の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する資質の向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように対策を講じる。
- ・ インターネットにかかわる諸問題の対策に必要な啓発活動として、生徒、保護者、学校関係者を対象とするインターネット研修会等を行う。

(2)いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当(スクールカウンセラーなど)

<活動>

- ・ アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

- ・ 学校内において発生している生徒間の諸問題を学校全体で共有すること。
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

- ・ 対策委員会を定例会として行い、学校全体で問題を共有できるようにする。
- ・ いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒等に対しては、保護者と連携を図りながら、安心して教育を受けられるための配慮を行う。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。

(3)重大事案への対処

「法律」に定める、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような重大事案が発生した場合については、以下の対処を行う。

- ①事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②必要な場合には、警察に連絡し連携して調査を行う。
- ③上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④いじめを行った生徒、その関係する生徒に対し、適切な指導を迅速に行う。